

カントの政治思想における世界知と判断力

有 吉 弘 樹

一 はじめに

カントの政治思想における判断力、とりわけ「反省的判断力」の意義が指摘されて久しい。しかしながら、従来の議論は、大部分がカントの「政治」概念に即したものではなかったといつてよい。すでに別の箇所でも議論していることであるが、簡潔に言えば、その問題は、カントの法哲学、そしてその基礎たる実践哲学全般が、切り捨てられてしまうという点にある。⁽²⁾

(1) 拙稿「実践的判断力の政治：カント政治思想の統一的理解のために」(一)～(三)・完、『法学論叢』177巻4・5号～178巻1号、2015年。

(2) 例えば H. Arendt, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, The University of Chicago Press, 1992 (浜田監訳『カント政治哲学の講義』、法政大学出版社、一九八七年)；ハンナ・アーレント「文化の危機：その社会的、政治的意義」、引田・齋藤訳『過去と未来の間』、みすず書房、一九九四年；E. Vollrath, *Kants Kritik der Urteilskraft als Grundlegung einer Theorie des Politischen*, in: G. Funke (Hrsg.), *Akten des 4. Internationalen Kant-Kongresses Mainz 1974 Teil II. 2: Sektionen*, Walter de Gruyter, 1974；Ders., *Die Rekonstruktion der politischen Urteilskraft*, Klett, 1977；Ders., *Was ist das Politische?: Eine Theorie des Politischen und seiner Wahrnehmung*, Verlag Königshausen & Neumann GmbH, 2003；ロナルド・ベイナー、『政治的判断力』、浜田監訳、法政大学出版社、一九八七年。また cf. R. Beiner, *Hannah Arendt on Judging*, in: Arendt, *Lectures*, pp. 89-156；Ders., Introduction, in: R. Beiner and J. Nedelsky (Ed.), *Judgment, Imagination, and Politics: Themes from Kant and Arendt*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2001；R. J. Dostal, *Judging Human Action: Arendt's Appropriation of Kant*, in *Ibid.*, pp. 139-164, 2001.

そして例えば Arendt, *Lectures* が見いだそうとするカントの政治哲学とは、カント自身はもはやそれを仕上げる能力がなくなった頃、ようやくカントが気がついたものである (p. 9=七頁)。また Vollrath, *Rekonstruktion* によれば、カント自身は政治的判断力の再構成を自分が成し遂げているとは気づいておらず、むしろカントは反省的判断力を美学的な領域に閉じこめ、政治的なものをそこから閉め出したつもりであるという (S. 141)。ベイナー『政治的判断力』も同様である (一〇〇頁)。他にも、先に挙げた研究のほぼ全てが同様の見解であり、カント自身の「政治」概念はほとんど重視していない。

しかしながら、他方で、カント政治思想の解釈ということを手離してみるならば、政治という実践において、個別的なもの・特殊的なものに関わる「反省的判断力」が重要な意味を持つはずであるという指摘は、一般的に言って至極もつともなことである。そこで明らかにされるべきことは、カント政治思想の解釈という枠組みの内部においても、言い換えるならば、カント自身の「政治」概念に即してもなお、「反省的判断力」が果たす役割を指摘することが可能であるのか否か、ということであろう。⁽³⁾

我々はすでにこの問題について、すでにある観点から指摘を行っている。⁽⁴⁾ 本稿では、この問題を検討する試みの一環として、さらに別の観点から、すなわち、カントの「政治」における「世界知 [世間知]」Weltkenntnis の位置づけに手がかりを求めことにしたい。後述するようにカントはしばしば「政治」における「世界知」の必要性を示唆しているが、この「世界知」とは、まさに「実践的なもの」das Praktische であり、個別の「状況に即して」知識を「応用 [適用]」することを教えるものである (IX157f)。こうした「世界知」の関わる事柄は、「反省的判断力」が関わるものと重なり合うはずである。したがって、カントの「政治」と「反省的判断力」との関連を明らかにするにあたっては、この「世界知」が、不可欠の手がかりを与えてくれるのではないであろうか。

これまで、カントの「世界知」、具体的には地理学や人間学の諸講義や関連する諸論文に見出されるそれについての議論は、カントの政治思想を検討するにあたって、十分に注意が払われてきたとは言い難い。確かに政治思想、とりわけ法哲学等の観点からカントの「世界知」に言及する議論

(3) 歴史哲学の位置づけに関する問題については稿を改めて論じたい。L. Ypi, *Natura dead-ala rerum?: On the justification of historical progress in Kant's guarantee of perpetual peace*, *Kantian Review*, 14, 2010, pp. 118-48 は、カントの歴史哲学の「行為者中心的」解釈を通じて、『判断力批判』における「目的論的判断力」を、『永遠平和論』に見られるカントの「政治」概念と結びつけている。

(4) 拙稿「カント政治哲学における反省的判断力の意義：自然との類比」(一)～(二)・完、『法学論叢』、179 巻 4 号、180 巻 1 号、2016 年。特殊的な自然の把握の成果は、単に「類比」として理想の描出に用いられるだけでなく、自然の現状の事実そのものが「政治」において生かされる。

は時折見出されるものの、⁽⁵⁾カントの政治思想における判断力の意義という観点からの議論はほとんど見出されない。こうした状況は、先に指摘したような、カント自身の「政治」概念と、個別的なもの・特殊的なものに関わる「反省的判断力」との関係について十分に検討されてこなかった一つの要因でもあると言えるのではないであろうか。

そこで本稿において、我々は、カントの「政治」における「世界知」の意義を検討することを通じて、とりわけ『判断力批判』における「反省的判断力」のうち（同書の二部門のうち）、「美学的判断力」ではなく「目的論的判断力」が政治において果たす役割を明らかにする。

(5) 世界知に関する人間学・地理学が、カントの政治思想においてもつ意義については、十分に検討されてきたとは言えない。カントの人間学に関する論文集 (B. Jacobs and P. Kain (Ed.), *Essays on Kant's Anthropology*, Cambridge University Press, 2003) では、カントの人間学が研究上軽視されてきた旨が序言で述べられている。それには講義録という資料上の問題のみならず、むしろより一層本質的な事柄として、「実用的」で「経験的」な人間学が、カントの批判哲学においてどう位置付けられるべきかという難問があるからであり (p. 5)、このことは理論哲学においてのみならず、倫理学、美学、そして政治哲学等の諸分野に関しても同様である (p. 7)。とはいえ、同書には、政治思想・歴史哲学との緩やかな関係を示した論文 (A. Wood, Kant and the Problem of Human Nature) はあり、その他にもアリストテレスの実践哲学・徳倫理学とカントの『人間学』との親和性についての言及も現れつつある (本稿「四」の注参照)。

同様にカントの地理学に関する論文集 (S. Elden and E. Mendieta (Ed.), *Reading Kant's Geography*, State University of New York Press, 2011) でも、カントの地理学が研究史上軽視されてきた旨が序言で述べられている (pp. 3-4)。政治思想に関連するものとしては、例えば、カント法論の所有権論と地理学との関係 (J. Edwards, "The Unity of All Places on the Face of the Earth": Original Community, Acquisition, and Universal Will in Kant's Doctrine of Right, in *Ibid.*) や、公法などの道徳的・政治的原理の適用と地理学ないし人種論との関係を考察する論考 (P. Kleingeld, Kant's Second Thoughts on Race, *Philosophical Quarterly*, 57, 2007, pp. 573-92) などが見出される。また O. O'Neill, Orientation in Thinking: Geographical Problems, Political Solutions, in *Reading Kant's Geography* は、カント哲学にとっての「地理学的イメージ」の持つ意味について論及しつつも、問題の解決には「政治的イメージ」が重要な役割を果たしている (従来からの著者の主張に則って) 主張する。このようなカント政治思想における地理学の意義の検討の不十分さは、より広い文脈に即せば (本稿の直接のテーマとは外れるが)、近代地理学そのものが社会科学においてもつ地位の低さ (及びカントの地理学という「例外」) とも関係があるだろう (エドワード・W・ソジャ 『ポストモダン地理学：批判的社会理論における空間の位相』、青土社、二〇〇三年、四九～五〇頁)。

二 政治における世界知

1 「政治」においては「世界知」が必要である

まずはじめに確認しておくべきことは、カントの「政治」概念である。カントの言う「真の政治」とは、理念における国家に基づく「最善の体制」(VIII372)を目指し、おかれた状況において、なされるべきことを判断し、改革し続ける実践のことである⁽⁶⁾。この「真の政治」を行う「道徳的政治家」の「国家の知恵は、現在おかれた状態の中で、公法の理想にふさわしい諸改革を自己の義務となすであろう」(VIII373A)、とされる。『法論』等における「根源的契約」による理念的な国家は「物自体」である(VI 371)が、ここに言う「現状」とは、「そこで諸物 *Dinge* がいま存在するところの状態」であって、「現象」である。この「真の政治」を行う者は、前者のみならず、後者にも関わらなければならない。

そこで、普遍的な法の原理に従いながらも、政治的課題の解決のためには、経験に由来する知識が不可欠となる。『嘘論文』によると、「法の形而上学から、…政治の課題の解決へ」のステップは、「普遍的法則」に基づく「万人の意志の統合」の要請を、現実の「非常に大きな社会においてそれでも和合が自由と平等の原理に従って保持される」のはいかにして可能かという問題であり、ここに「政治」の原則があると言う(VIII429)。そして「諸々の法令」は、「人間の経験的認識から引き出」され、これにより「法的行政の機構」が組織される(VIII429)。

すなわち、カントの言う「真の政治」の「実践」(「道徳的政治家」の実

(6) 前掲拙稿「実践的判断力の政治」参照。カントの「政治」概念を、理念的な国家を目指す動的な移行の実践として把握する (E. Ellis, *Kant's Politics: Provisional Theory for an Uncertain World*, New Heaven and London: Yale University Press, 2005, V. Gerhardt, *Ausübende Rechtlehre: Kants Begriff der Politik*, in: G. Schönrich und Y. Kato (Hrsg.), *Kant in der Diskussion der Moderne*, Suhrkamp, 1997, S. 464-488 (「実地の法論: カントの政治概念」、坂部ほか編『カント現代の論争に生きる・下』、293-326頁); U. Sassenbach, *Der Begriff des Politischen bei Immanuel Kant*, Würzburg: Königshausen & Neumann, 1992; E. Nelson, Moral and Political Prudence in Kant, *International Philosophical Quarterly*, 44 (3), 2004, pp. 305-319, 等。

踐)のためには、「法」に基づく理念が必要なのもちろんのこと、さらには「人間本性」の適切な把握⁽⁷⁾、言い換えれば「人間学的考察」が必要とされるのである。「理性の命じる国法や国際法の問題に取りかかろうとする場合」には、「人間というものを、そして人間はどのようなものでありうるかを」知っている必要があり、「これを知るためには、人間学的考察のより高次な立場が要求される」(VIII374)。

またカントは「完全に法にかなった市民的体制」の実現のための必要な諸条件として、「可能的な体制の自然本性についての正確な概念把握」、「世界のたくさんの出来事を通して訓練された豊かな経験」、「この体制を引き受ける心構えのできた善意志」が要求される(VIII22f)と述べている⁽⁸⁾。したがって、このような体制の実現を図ることこそが彼の言う「真の政治」であるならば、カントの政治思想の解明にあたっては、この「三つの」諸条件のうち、第一・第三のもののみならず、第二の「豊かな経験」の獲得について明らかにしなければならないのである。

このように、カントは「政治」における現実の経験的な把握の必要について示唆を残しているにしても、その具体的な仕方についてはどのように語っているのであろうか。この政治のための経験的な現実把握の仕方を明らかにするためには、カントの著述のどこを見ればよいのであろうか。

そこで注目すべきは、「世界知」に属する人間学と地理学である。いま見たように、「真の政治」のためには現実の「経験的認識」や「人間学的考察」が欠かせないとされているのであるが、これらは総じて、カントの言う「世界知」に相当するものであると見ることができる。というのもカントにおいて「世界知」とは、「世界」から獲得され、「世界」へと再び応用される経験的認識である。この場合の「世界」とは、単に観客として見

(7) 「道徳家を装う政治家たちは、法に反した国家原理を言い繕い、理性の命じるままに理念に従って善をなすことができないのが人間の本性であるとの口実の下に、彼らの力の及ぶ限り、改善を不可能なものとし、法の違反を永遠化するのである」(VIII373)。

(8) もっとも、この箇所でのカントの主眼は、これらの諸条件がすべて「一度に揃う」ことは「非常に困難である」(VIII23)ということを描指することにある、ということは注意されなければならない。

物する対象ではなく、「共演」者としてのあらゆる生活・実践のための「舞台」である（VIII119f）。それゆえ「世界知」とは、人間の生活・実践において「応用〔適用〕」される経験的認識であり、「政治」もまた「実践」の一部として、この「世界知」を欠くことができないはずである。

2 「世界知」は、体系的でなければならない

「世界知」の実例は、具体的には『実用的人間学』及び「自然地理学」に見出される。カントの両講義が扱うのは、広義での「実用」を目指した経験的認識たる「世界知」である。しかしながらここでただちに思い浮かぶであろう疑問は、「世界知」は、現実の「世界」の中から経験されるものであるならば、そもそもカントが講述し刊行した地理学・人間学という「講義」はなぜ必要なのか、ということであろう。「世界知」は単に「芝居」を「見物する」のではなく、芝居に「共演する」ことによる理解であるとされ（VIII120）、「仲間との交際」（VIII120）などの実際の生活における経験の中からこそ得られる知識であるとするならば、これについては、そもそも「学校」ではなく直接「世界」でのみ学ばれうるのではないか。

この問題を考えるにあたってまず前提として考慮されるべきことは、カントにおいて「他人の経験」もまた経験と呼ばれるということがある。我々はさまざまな遠い場所についての「報告」により、「現代についての認識」を「拡張」することができる（§ 3, IX159）。同様のことは『判断力批判』にもあり、「歴史と地理学の諸客観」は「他人の経験からその証言を通じて学ぶことができるもの」である（V469）。それだから「世界知」としての地理学の講義には、「他人の経験」を「記述」したものとしての意味もある（§ 3, IX159）。自分自身で世界の現状について経験することと同時に「地理学」などの講義を通じて伝え聞くこともまた、実践において必要な経験的認識の一部をなしうるのである。

だが世界知のための講義が必要な理由はそればかりではない。むしろより重要なことは、こうした経験的認識の「整理」を与えるということである。このことについて、カントは「計画」を立てずに旅行に出かけて何も

得られなかった人の例を持ち出す (IX157, Vgl. VIII20)。世界から知識を得たとしても、それを実践に役立てるためには「計画」が必要であり、それはただの寄せ集めではなく体系的でなければならない。このことは、『自然地理学講義要綱』(1757年)で強調されている。他人の経験がもたらす「諸々の報告」Nachrichtenも、そのままでは「分散」しており、「一つの体系」へと構成されねばならない。そもそもカントが「自然地理学」の講義を大学において開始した理由はここにある。「諸々の報告は、数多くの大部の著作に分散している」。そこで「私は決心し、何か概略的な要綱を手引きにして」講義を作り上げた。あらゆる資料、旅行記、雑誌等の「この目的に必要な全てのものから、私は一つの体系を作り上げたのである」(II4——傍線引用者)。また『自然地理学』序論冒頭では、「認識全体を配列する Anordnung 計画 Plan や、認識全体をどのように整理 [秩序付け] ordnen できるかという形式」に留意する必要があると説かれる (IX156)。認識が「実用的」であるためには、個別の認識を獲得するよりも前に、予め「全体」の「区分」・「整理 [秩序付け]」の仕方を知っておかねばならない。同様に『冬学期講義公告』でも、「知識の統一」の「効用」を述べている。「この統一なしでは、どのような知識も断片に過ぎない」(II313)。したがって「他人の経験」は、経験的知識の「整理」の仕方を学ぶための材料でもある。『講義公告』では、「他人の経験」の体系的な整理を伝えることによって「学生に、実践理性の心構えを植え付け、伸び始めた知識をさらに広げていく気にさせる」ことが目的であるとされる (II312)。

また、「人間学」でも同様に、「旅」(自分自身の経験)とその前の「計画」の必要について述べられている。哲学的に「秩序」づけられた「事前準備」によって、「見取り図」なしでは、「狭い視野から抜け出せないであろう」(VIII20)。

以上のことからわかるように、「世界知」すなわち実践のための経験的認識には、ある種の「秩序付け」が必要である。これなくして、あらゆる経験的認識は「実用的」ではありえない。それでは、この「世界知」の

「秩序」とはどのようなものであろうか。まず目に付くことは、カントはこの秩序を「体系」・「全体の理念」といった概念によって表現していることである。例えば「自然地理学講義公告」においては、予備学としての地理学と人間学は、自然と人間とを「宇宙論的に」考察するとされるが、それは対象がその「位置」Stelle を占めているときの「全体における関係」に即して熟考される (II443) ということである。また『自然地理学』「序論」では、予備学は「全体」の概念を与えてくれるがために、将来の個々の経験の「秩序付け」、すなわちどの「場所」に属するのかを示せるような、「体系」、「全体」といった「建築術的」なものを獲得するための「教育」である (IX157f.) とされる⁽⁹⁾。

三 世界知における反省的判断力

ここで重要なことは、「世界知」のためには「体系」を構成する何らかの能力を研ぎすませることが求められているという点である⁽¹⁰⁾。政治にとって世界知が必要である限り、この能力もまた政治においても不可欠のものであろう。この世界知を構成する能力とは、一体何であらうか（また、同じことであるが、人間学・地理学の講義は、どのような秩序付けの能力を訓練するのであらうか）。

そこで問題となるのは、この「体系」とはどのようなものを意味しているのかということである。経験を「規則に則して」(II443) 秩序づけるといふが、それはどのような「規則」であらうか。この点に関して本稿が提

(9) また、講義が必要な理由については「人間学」だけでなく「地理学」についても同様であらう (H. Wilson, *The Pragmatic Use of Kant's Physical Geography Lectures*, in *Reading Kant's Geography*, p. 162)。

(10) 例えば『自然地理学』序論では「地球の表面全体という拡張された概念」という「前提」を持たない人は、新聞を読んだ時、それをどう「利用」したらいいか分からないという例が登場する (§ 4, IX163)。これに対して、「良識」[健全な人間悟性] を研ぎすませるためには「地理学」が必要である。というのも良識は経験によって研ぎすまされ拡張されるが (§ 4, IX163)、その経験を拡張するには準備・前提が必要だからである。

案するのは、それが一種の反省的判断力に関するものなのではないかということである。というのも「世界知」は、個別的で多様な世界の現実の諸事象を扱い、かつその中で方向を見つけるといった課題を担うのであるが、まさにこれは多様・個別的なものの中に体系性を見つける反省的判断力の課題と合致しているからである。本稿では以下において、カントの政治における判断力論を整合的に解釈し再構成するという限定的な意図から、この問題を検討する。反省的判断力による自然の把握は二通りあり、これに即して、1、特殊な諸法則に従う自然秩序、2、目的論的体系、のそれぞれの秩序・体系を、「世界知」の「体系」と比較し、検討する。

1 世界知と特殊な諸法則の秩序

(1) 多様

「世界知」は、その扱う対象が個別的で多様な世界の現実の諸事象であり、かつそうした多様で個別的な諸事象が秩序づけられていることを求めるが、このような多様・個別的なものの中に秩序・規則を見出すということは、反省的判断力の課題と合致している。特に我々は、その秩序が「全体」との関係において考えられていることを確認した (II443, IX157)。全体との関係において個別なもの位置づけを得るのは「合目的性」の原理とカントが『判断力批判』で呼ぶものである。「自然」における「諸形式」は「無限に多様で」あるにもかかわらず、ある秩序が成立している。このような経験が「一つの全体」をなす「全般的関連」があり (V183)、「多様な経験的諸法則が、それらの全体的連関において、…体系的統一に適合」(XX210) しているような「秩序」は、「合目的性」の原理であった (V180ff., XX204A)。そしてこの合目的性を原理とする能力として、『判断

(11) 我々が今問題にしている「世界知」に関する諸講義は、「反省的判断力」の語が登場する『判断力批判』以前の前批判期から継続されている。本稿は、カントの政治における判断力論を整合的に再構成するという限定的な意図に基づいて議論を進める。カントの『人間学』の複雑な起源については、W. Stark, Historical Note and Interpretive Questions about Kant's Lecture on Anthropology, in *Essays on Kant's Anthropology*.

力批判』では「反省的判断力」が導入されたのである。

(2) 人間学

このことは、特に人間学に当てはまる。『人間学』では、多様で個別的な事象が、特に必然的な原理からの逸脱の事象として描かれているからである。⁽¹²⁾つまり『人間学』は、偶然的なものを扱っているながら、それらが何らかの秩序を持っているものとして描いているということになる。そして、こうした偶然的なものにおける秩序・体系性を見出すのは、まさに反省的判断力の役割である。「合目的性とは、偶然的なものが、偶然的なものとして持つ合法則性である」(XX217)、すなわち「カテゴリー」的秩序の「必然性」から逸脱する「偶然性」を把握するための原理であるが、これこそが反省的判断力の原理である。『人間学』は、日常生活における多様な諸対象、一見無秩序に思われる人間の行為のうちに意味を見出そうとするものであり、それは個別の対象に対して普遍を見出す反省的判断力の作用によるものであると解釈できるのである。⁽¹³⁾このように考えれば、『人間学』は「特殊的自然法則」を見出す反省的判断力によって構成されていると言えるのではないであろうか。

(3) 地理学

しかしながら『人間学』そのものにおいて、この体系そのものへの原理的な言及はほとんどない。むしろ『人間学』がそこから派生して成立した一つの起源であるところの「地理学」の方にこそ、体系そのものへの原理的な言及が見受けられる。地理学は「自然の体系」を扱う「自然史」であり、「自然の記述」ではないという説明は、『自然地理学』や関連する文献にしばしば現われる。問題は、この「自然史」、「自然の体系」とは、どの

(12) 周知の通りフーコーによって、『人間学』における「ver-」という接頭辞（「～しそこなう」）の多用などが指摘されている（ミシェル・フーコー、『カントの人間学』、王寺賢太訳、新潮社、二〇一〇年、一一三頁、また七八頁以下）。

(13) 太田直道、『カントの人間哲学：反省的判断論の構造と展開』、晃洋書房、二〇〇五年、によると、反省的判断は「日常的判断」であり、日常の多様なものを「意味深い」ものとして受け取る。ただし著者は、この人間学の実験的判断力を特に「美学的判断力」と解釈している（三二二～三頁）が、本稿はこの立場はとらない。

ような体系であるのかということであるが、それはやはり単なるカテゴリーの秩序を超えたものであり、そのことからすると「論理的合目的性」であると考えるべきである。

地理学が、人間学とともに「全体」との関係において考察されることは確認した (II443) とおりであるが、『自然地理学』序論においては、地理学が構成すべき体系について、「自然的な分類」によるものとされている。「全体についての予備概念」を与えるのが地理学講義の狙いであり (IX157)、それというのも「我々の認識が集合ではなく体系を形成するためには、我々は経験の対象を全体として知っていなければならない」 (IX158)。この全体との関係において、世界という舞台から獲得する認識をしかるべき場所に配置し、体系を形成することができるのである (IX158)。そしてこのような、個々の認識を「それぞれの場所に割り当てる」ための「認識を整理する際の計画」とは、「自然的な分類」に従ったものでなければならない (IX159)。「自然的な分類」においては、「諸事物が見出される場所 Stelle [地上における] に従って、場所 [分類における] が割り当てられる」。すなわち「自然という舞台を考察する」 (IX160)。そしてこのような「自然的な分類」による整理は「自然の体系」と呼ばれる。「自然の体系」だけが本来の「体系」であって、「自然的な分類」によらない「体系」（と呼ばれているもの）は、実際には単に個別的な認識の「集合」に過ぎない。一般には、単に概念によって分類したものを「自然の体系」と呼んでいるが、カントに言わせれば、それはまだ「体系」ではなく単なる「集合」と呼ぶべきである (IX159f)。

またこの本来の「自然の体系」について、「地理学講義公告」では、「自然的分類」だけが「自然の体系」を与えるとあり (II429)、さらにそれは「自然史」と呼ばれている (II434A)。「自然史」と呼ぶべきものは、特に動物に関しては「生殖の共通の法則」に基づき、「血縁関係」、「根幹種族」から説明するものである (II429, II434A)。この自然史の「自然的分類」は、単に外見上の類似性による「学校的分類」・「学校体系」による「自然の記述」とは、区別される (II429, II434A)。この「公告」での「自然的

分類」も、血縁関係を重視しつつも、やはり「変種」の展開が「場所」・「環境」に従って説明され、分類される (II435)。「場所」だけではないにせよ、「場所」と「血縁」との組み合わせによって「自然的分類」がなされている⁽¹⁴⁾。いずれにしても「自然的分類」に基づく「自然の体系」あるいは「自然史」に関してははっきりしていることは、それは観察者が外見や概念によって作動的に個別的なものを整理しようとするのではなくて、自然そのものがみずから体系的なものとして示す仕方に従って、個別的なものを整理することである。

では、この「自然の体系」・「自然史」とは、どのようにして把握されるものであろうか。我々はすでに別の機会にカントにおける三つの自然像を概観したが、自然史としての体系性とは、どの自然像に対応する体系性なのであろうか。すなわち、(1) 悟性・カテゴリーによる自然一般、反省的判断力・合目的性の原理による (2) 特殊的自然および (3) 目的論的自然、のいずれであらうか。まず、この「自然の体系」という語は、カントにおいて (1) 「純粹自然学」における意味で用いられることもある⁽¹⁶⁾。この場合の「自然の体系」とは、「原則」の体系のことであり、『純粹理性批判』分析論での「[ア・プリアリナ] 総合的判断の原則の体系」のことにほかならない。しかしながら、地理学の「自然の体系」は、明らかに、このような意味ではない。もちろん地理学も含むあらゆる認識はカテゴリーによる

(14) B. Fritscher, Kant und Werner. Zum Problem einer Geschichte der Natur und zum Verhältnis von Philosophie und Geologie um 1800, in *Kant-Studien*, 83(4), 1992, S. 417-435 によると、「自然史」と「自然記述」との区別の仕方には複数の側面がある (S. 420ff.)。リンク編『自然地理学』においては「地理学的自然記述」という言葉が使われているが、これは「自然の体系」による分類という意味における「自然史」と一致する (しかし「認識論的な」側面では一致しないというのが著者の主張である)。

(15) 前掲拙稿「カント政治哲学における反省的判断力の意義：自然との類比」。カントにおける「自然」の諸観念を概観すると、(1) 悟性・カテゴリーによる自然一般、反省的判断力・合目的性の原理による、(2) 特殊的自然、及び、(3) 目的論的自然、がある。

(16) 「これら概念 [カテゴリー] に包摂される原則が、自然学的体系、すなわち、自然の体系 *Natursystem* を構成する。この自然の体系は、すべての経験的な自然認識に先行し、これを初めて可能にするのであり、それゆえ、本来の一般的 [普遍的] 純粹自然学と名付けられる」 (Prol., § 23, IV306)。

のであるが、さらにそれ以上に、個別的・特殊な秩序を指している。実際、カントにおける「自然」概念は、これだけではない。「自然」には、このア・プリオリな「一つの自然」概念を前提としつつも、その中にはさらに、カテゴリー的な秩序によって規定され尽くされない、特殊なもの「無限の差異」(B680/A652)、「豊かさ」(B685/A657)があふれている。こうした多様性のある「自然」について主題的に言及されるのは、『第一批判』「超越論的弁証論への付録」、そして『第三批判』序論においてである。『第一批判』「弁証論付録」において、カントはこのような自然の秩序を、「自然の体系的統一」と呼ぶ(B676/A648)。自然のうちには「多様性」が無限にありながらも、個々のものの中には「同種性」、つまり一定のパターンがあり、脈絡をつけて理解することができるようになっている。「多様なものの差異にもかかわらず、多様なものの親近性」(B662/A690)がある。しかも、これら諸秩序、諸パターンどうしも、互いに孤立しているのではなく「連続的」である。このような「自然の体系的統一」を、カントは「多様性」、「統一性」、「連続性」という三つの原理から説明している(B686/A658)が、この「体系的統一」はカテゴリーからは引き出されない⁽¹⁷⁾。『第一批判』では、これを「超越論的理念」の「統制的」使用によるものと説明する。実際、『プロレゴメナ』では「自然史」の「体系」は、『純粹理性批判』弁証論付録における「統制的」な理念使用と結び付けられており⁽¹⁸⁾(Prol., § 60, IV364)⁽¹⁹⁾、したがって特殊な自然法則の体系であると言える。

(17) 例えば、先ほど例に見た「因果法則」は、「出来事にはかならず原因がある」ということを述べたままであって(マクファーランド、『カントの目的論』、副島善道訳、行路社、一九九二年、1-I)、実際に原因が見つかるかどうかを述べたものではない。また、同じ原因が、過去にも将来にも同じ結果を持つ、ということを保証するものではない。つまり、繰り返される具体的な特殊な因果的法則が発見できることを保証するものではないのである(同前 1-II)。

(18) 「超越論的理念は、…統制的使用をもつ、つまり悟性を、ある目標へと向ける」(B672/A644)。「諸原理」は、対象に対して、「間接的」であって、直接「規定」しない(B693E/A665E)。

(19) 「自然史一般を体系的にするための原理」(IV364)。

そして、この『純粹理性批判』における統制的な理念使用による自然の体系が『判断力批判』の「論理的合目的性」に通じていることは、すでに別の機会に確認した。⁽²⁰⁾ 同書によると、「自然の諸形式は極めて多様であり、いわばそれだけ多くの普遍的な超越論的自然諸概念の変様がある」(V179)。このことから、「種的に一異なった諸自然」が考えられる。例えば、「原因」に関して言えば、「無限に多様な仕方原因であることができる」(V183)。つまり、「特殊な自然存在者としての…諸事物の間の関連」としての、さまざまな具体的な因果関係を記述した「特殊な(経験的な)自然諸法則」が、無限の多様性において網の目のように張り巡らされている、そのような自然である。『第三批判』においてこのような自然の体系に関しては、「ただ特殊なものだけが与えられていて、これ[特殊なもの]のために、普遍的なものを見出す…」(V179)と定義される「反省的判断力」の仕事となる。そこで「反省的判断力」の原理として導入されるのが、「合目的性」(の原理)であり(XX204A)、この「合目的性」の原理とは、「我々の認識能力のための自然の合目的性」(XX202f)である。

確かに『自然地理学』では、個々の事象の因果関係の探求など、法則の発見が図られている。例を挙げればさきがないが、ノルウェーの西側に険しい海岸が多い原因(IX192)、真夜中ではなく日の出頃が一番寒い原因(IX250)、高山が寒い原因(IX250f)等々、あらゆる項目において、原因の説明を繰り返している。また「⁽²¹⁾地理学講義公告」では、「自然的分類」による「自然の体系」だけが「法則」へとまとめることを可能にする⁽²²⁾とある。このように「自然地理学」において特殊な経験的法則を発見することは、まさに「論理的合目的性」の原理に基づく反省的判断力の仕事であると言えるのではないだろうか。

(20) 前掲拙稿「カント政治哲学における反省的判断力の意義：自然との類比」参照。

(21) カントは『自然地理学』で「なぜならば」という言葉を多用され、個別的な事象についての「原因」を説明している(Wilson, Ibid., p. 163)。

(22) Wilson, Ibid. によると、「自然地理学」は、学生たちが神に安易に頼ることなく、個別

「地理学的」な意味での「方向を定めること」とは、第一には空間において「左手と右手の区別の感情」から方位を定めること（VIII134f.『思考の方向』）であるが、同時に、「多様性の迷宮」（XX214）・「途方もない多様性」の中でどうにか秩序を見出し、「方向を定める」（V193）という反省的判断力の仕事でもあったと言える。

2 世界知と目的論的秩序

しかしながら、自然の多様性の中で方向を定める反省的判断力の合目的性の原理は単に論理的合目的性だけではない。反省的判断力はまた、いっそう高次の合目的性、すなわち「目的論的合目的性」（XX233）の原理にも基づいて、自然を把握する。ここまで我々は、人間学・自然地理学が少なくとも論理的合目的性の意味での反省的判断力の原理に基づいている可能性を検討したが、さらに踏み込んで、人間学・自然地理学が目的論的合目的性という意味での体系性を備えているという可能性はないであろうか。

(1) 地理学と人種論

『自然地理学』の原理を明らかにするためには、人種論関係の諸論文⁽²³⁾を参照することが有効である。まず第一に、人種論関係の諸論文は『自然地

、的な事象の原因を「自分で考える」ことによって発見する「判断力」を訓練するためのものであり（p.163）、このような意味で「実用的」で、非常に役立つものである（*Ibid.*, p. 171）。また、J. A. May, *Kant's Concept of Geography and Its Relation to Recent Geographical Thought*, University of Toronto Press, 1970（松本訳『カントと地理学』、古今書院、一九九二年）によると、「[カントの] 地理学は、「自然の経験的体系」であり…、我々には[悟性のカテゴリーとは] 別の手段が必要である。反省的判断力が、この手段を提供する。」（pp. 142-3=二〇四～五頁）。

(23) カントの人種論に関しては、人種差別主義の有無をめぐる議論があるが、その諸立場の分類については、Kleingeld, *Ibid.*; R. Loudon, *Kant's Human Being: Essays on His Theory of Human Nature*, Oxford University Press, 2011, p. 194 参照。また、これに関連する諸論点に関しては、Louden, *Ibid.*; W. Mignolo, *The Darker Side of the Enlightenment: A De-Colonial Reading of Kant's Geography*, in *Reading Kant's Geography*; D. Morris, *The Place of the Organism in Kantian Philosophy: Geography, Teleology, and the Limits of Philosophy*, in *Ibid.* また、この問題と関連の深い「カントとコロニアリズム」というテーマに関する議論の現状については、K. Flikschuh and L. Ypi (Eds.), *Kant and Colonialism*, Oxford University Press, 2014.

理学』と連続性がある。すでに我々は「自然地理学公告」(1757年)として参照している著作は、『様々な人種』と名付けられている。そしてこの『様々な人種』での議論を受け継ぐ形で、一連の人種論関係の諸論文が展開されている。また内容に関して言えば、人種論の諸論文は人間についての考察という「自然地理学」講義の一つのテーマを切り取ったものと言えるが、人種論関係の諸論文では実際には単に人種についてだけでなく、有機体全般、自然一般についても言及がある(後述)。第二に、人種論関係の諸論文は体系についての原理的な探求を行っている。人種論関係の諸論文は、『自然地理学』よりもいっそう体系の原理そのものへの考察に多くを費やしている⁽²⁴⁾。しかも人種論関係の諸論文では、単に人種についてだけでなく、有機体全般、さらには「自然史」一般の体系について考察が行われている。それゆえ人種論関係の諸論文は、「自然地理学」の体系の原理を探求するにあたって参照する価値がある。

(2) 人種論と目的論

すると、人種論関係の諸論文では目的論的な自然が前提となっているということが確認されるのである。例えば『様々な人種』では、生物における「萌芽」、「自然素質」が、適応的に展開するということが語られている。例えば、同じ種類の有機体(鳥や小麦など)が、寒冷地・温かな気候、乾燥した土地・湿度のある土地、等とといったような生存する場所によって羽毛や皮膜の「展開」が異なり、しかもそれが「遺伝する」ことは、「偶然」・「一般的機械法則」・「機械的原因」等によっては説明ができない。そうではなく、そこには「環境に即して」、生物が「自己保存」するために「気候と土壤の相違に適応」できるよう、事前の処置すなわち「自然の配慮」があると考えなければならない(II434f)。これと同様、人間という同じ種にもあらゆる気候や土壤に合うように「萌芽」「自然素質」が定められており、これが「世界の自分の場所 Platze に適合できるように」、

(24) 「人種」というテーマはカントの地理学的著作の全体を覆っているテーマである。三つの人種諸論文は、地理学から派生したものであるが、より体系的なものへと発展したことが指摘される(Louden, Ibid., pp. 132-133)。

「折に触れて展開」させられた結果、「変種」が存在していると説明される (II435)。例えば「北方の民族」は「自然的素質」のおかげで顔の突起した部分は寒さの中でよりよく「自己保存」できるように「自然の配慮」を通して次第につぶれていく (II436f) と説明される。このように、有機体や人間の変種（人種）の場所に応じた相違は「偶然」・「機械的原因」では説明できず、「自然的原因が十分洞察できない場合は、合目的原因を挙げ」とされる (II435)。

また『人種概念』でも、人間の「根幹」は「人類の自己保存」のために、それぞれ異なる地域にうまく適合するように…自然によって有機的に組織された」と説明される (VIII98)。そして、「萌芽」、「自己保存」といった目的論的な説明は、ここでも人種だけに限らず、有機体一般について当てはまることであるとされている (VIII102f)。

またその名も『目的論的原理の使用』という論文においても、「目的論的原理から出発する権限」(VIII159) に言及した上で、「有機的に組織された存在者」は、「その中にある全てのものが交互に目的となり手段となるという仕方に関係し合っている物質」であり、これは「目的因の体系としてしか考えられない」(VIII179)。このように、人種論関係の諸論文は『判断力批判』第二部の目的論的合目的性の議論に徐々に近づいており、⁽²⁵⁾ 従って逆に『判断力批判』の内容から遡って解釈するならば、人種論における有機体の説明は、目的論的合目的性の原理に従った反省的判断力によるものの一つのいわば適用事例であると解釈することができるであろう。⁽²⁶⁾

(25) 有機体が、機械論的法則だけでは説明できず、合目的なもの、萌芽・自然的素質といったようなものによって補って考慮しなければ理解できないという考え方は、前批判期から『判断力批判』に至るまで一貫していることが指摘できる。特に、一貫した思索のプロセスは、『自然地理学』、人種論、特に『目的論的原理の使用』、そして『判断力批判』第二部というようにたどることができる（マクファーランド前掲書、第4章）。

(26) 『目的論的原理の使用』や『様々な人種』は、「目的論」を実際に使用した例と捉えられる（渡邊二郎、「カントに於ける反省的判断力とその原理」、『渡邊二郎著作集 第7巻』、筑摩書房、二〇一一年、五七頁、注4）。『目的論的原理の使用』では、「自然記述」ではなく「自然史」が人種等の問題を扱い、その際、理論的認識の能力が不十分である場合には目的論的原理を使用できるとあり、これはまさに「目的論」を実際に使用した例である。

『判断力批判』第二部によると、有機体の「自己保存」(V374)のためには、環境の変化に適応できるよう素質・萌芽が予めあったと考えるしかないようなケースが自然の中にはあり、それは目的論的な原理によらなければ説明ができないのであった。

(3) 『自然地理学』と目的論——「場所」の目的論的含意

このように「自然地理学」講義と関連の深い人種論関係の諸論文では目的論的原理が用いられており、『判断力批判』第二部の成立に通じている⁽²⁷⁾。

しかしながら、『自然地理学』においては、寒冷地の人種の特徴は、単に「厳しい寒さが…作用した」(IX311)とのみ説明されており、人種論のように、そのような厳しい寒さへの適応の結果であるとか、ましてや「自己保存」のための自然の配慮による萌芽・自然素質の展開である(II436f)といったような明確な説明は一見すると、ないかのようである。例えば『自然地理学』においても、「熱帯地方に住むヨーロッパ人」が、世代を重ねても黒人にはならない、という人種論の論文に登場したのと同じ現象への言及があるものの(IX313, VIII105)、しかしその理由については『自然地理学』では特に説明がない。人種論の論文では、この理由については「萌芽」の展開によって説明がなされていた(VIII105)。このように、『自然地理学』においては、人種論関係の諸論文とほぼ同じ現象への言及が多数みられながらも、「自己保存」「萌芽」などといったような明確に目的論的原理によると分かるような説明はなされていない。

むしろ人種の特徴は、『自然地理学』では単に「場所」(気候・風土)の相違のみによって説明されているかのようである。「厳しい寒さが…作用している」(IX311)とか、「風土による熱暑が原因である」(IX314)といったように、気候・風土からの単なる因果関係であるかのようにも思われる。

だがこの場合、例えば遺伝する黒い肌の色が単に「熱暑が原因」である

↘ (同書、五四頁)。

(27) May, Ibid., p. 72=一〇九頁。

ならば、先ほど「熱帯地方に住むヨーロッパ人」が何世代を重ねても黒人にならない、とカントが述べたことの理由が説明できないであろう。とすると、『自然地理学』の「人間について」では、明確な言及はないものの、やはり『自然地理学』でも、人種論関係の諸論文で言及されたような目的論的原理と同様の原理が背後にあると考えるべきなのであろうか。

振り返ってみるに、人種論関係の諸論文でも「場所」の相違は重要な要素であったことが想起される。『様々な人種』では、血縁関係を重視しているように見えるかもしれないが、「変種」の展開は「場所」・「環境」に従って説明され分類されている (II435)。「場所」だけではないにせよ、「場所」と「血縁」との組み合わせによって「自然的分類」がなされていた。「萌芽」の中にある素質は、「場所」の違いに応じて展開するのである。同じ類の生物は、別の地域に移されると (移住、移植)、変種、種族を、生じさせる (II434)。環境に即して、萌芽、自然的素質が、展開するのである (II434f)。人間も同じで、「場所」Platze に適合するよう、萌芽が展開する。特に「空気と太陽は、生殖能力に極めて密接な影響を与え、萌芽と素質の永続的な発展を生み出す原因、つまり一つの種族を確立しうる原因のように思われる」(II435f)。そこで、たとえば「人間は結氷地帯に移されると、次第により小柄な体格に退化せざるを得なかった」(I436I)。さらに、「北方の民族が長期にわたって結氷地帯の寒さの影響を耐え忍ばなくてはならないなら、もっと大きな変化が彼らに起こらなくてはならない。…結果、頭部を覆うのに必要な [髪]の毛の] 萌芽だけが残る」(II436)。このように、移住を契機として、つまり「場所」の相違によって、「萌芽」の展開が変わって来るのである。

とはいえ、ここで忘れてはいけなは「場所」の変化のみが直接的に原因となって、有機体のさまざまな変化が生まれたのではないということである。そうではなく、⁽²⁸⁾「そうした偶々の展開を、もともと形成されてい

(28) 「空気と太陽と栄養物は、…繰り返し自己を産出してゆく能力を持つような生産的力を同時に与えることはできない。」(II435)

たと見なさなくてはならない」(II435)。「世界の自分の場所 Platze に適合できるよう、…その場所のために作られたのだと思われるように」、折に触れて展開するよう、予め「さまざまな萌芽と自然素質がすでに存在していたはずである」(II435)。つまり、あらゆる「場所」に適合するように「展開」することそのものが、予めあらゆる場所の多様性を見越した上で、「萌芽と自然素質」において「もともと形成されていた」と考えるのである。ここに「自己保存」のための「自然の配慮」がある(II436)。したがってまた、人間という類には「たった一つの根幹」があったということになる。「広大な地球上にいる人間は全て同じ一つの自然的類に属することになる」(II429f)。この「一つの根幹」に、さまざまな場所に応じた多様な素質が予め規定されており、それが実際にさまざまな場所に応じて展開をした結果、現在の人種の多様性があると、カントは考える。というのも、このように考えるのでないとすると「局地的創造が多数あった」と考えなくてはならなくなるが、これでは「原因の数を必要もないのに増やす」ことになる(II 429)。そこでカントは、「ラップ人」を全く独立した血統と見なすヴォルテールに対し「多くの局地的創造を想定する」ものとして反対している(II440)。確かに人種は場所によって異なっているし、場所が契機となって生じているのだが、そのような場所に応じた人種の相違は、予め「萌芽」として「もともと形成されていた」のであって、「場所」が直接の十分な原因なのではない。「場所」の相違(空気と太陽の相違、外的事物による原因)は、それ自体では「有機体を生み出さず」、また遺伝するような何かを付け加えることもない(II435)。

同様に『人種概念』でもやはり、人種の分化を「移動」に見ている。移動した先々の「場所」(空気と太陽)に適應する形で、諸人種へと變化したと見るからだ。人種の相違は、「人類の根幹」にある「萌芽」が、太古に長く滞在した場所の「気候」に応じて、自己展開した(VIII105)とある。とはいえ、やはりここでも「一つの根幹」が前提になっている。様々な種族を生み出すための様々な「萌芽」が「人類の根幹」のうちに、根源的に据え付けられており、それが場所によって展開したものと考えら

れている (VIII105)。地域によって異なる人間の特徴は、人類の「根幹」において「自己保存」のために、それぞれ異なる地域にうまく適合するように、予め「自然によって」有機的に組織されていた (VIII98) ことによるのである。

いずれにしても、人種論関係の諸論文でも、『自然地理学』と同じく「場所」による相違に対して多くの注意が払われており、それが「萌芽」による説明を補っている。すなわち「萌芽」のうちに予めさまざまな「場所」への配慮がなされており、それが後の「移住」にともない、「場所」の違いに応じて展開した結果、様々な人種が生じたと説明されているのである。すなわち、これらの人種論関係の諸論文では「場所」の移動・相違は、「根幹」・「萌芽」からの「展開」の引き金として重要な役割を担っている。「外的事物は、機会原因である」、「環境に即して、折に触れた展開をなすよう予め規定されていた」(II435)。さまざまな「場所」、さまざまな「環境」の相違が、「自然の配慮」において、予め見込まれていたのである。

したがって言い換えるならば、自然は「場所」に応じて、自らを体系化していくものと言える。自然の意図は、場所を契機として「展開」していくのである。このことを裏返せば、「場所」ごとの自然の事物の相違は、自然の体系・秩序を反映していたものであるということになる。場所による自然の事物の相違は、自然の秩序を知る手がかりである。例えばカントが、人種論関係の諸論文において、広く各地の人類を調べた上で、そのさまざまな場所ごとの人種の相違を「合目的的原因」によって説明しなければならない (II435f.) と言うとき、まさに場所ごとの人種の相違を手がかりとして、そこに反映されている合目的的な自然の秩序を把握しようとしている。このように、自然の事物、特に有機体に関しては、その場所に応じた多様な特徴は、目的論的な原理によって把握される。「世界の自分の場所に適合できるように」予め定める (435f.) ところの「自然の配慮」によって説明される。「場所」ごとに相違する自然の諸事物は目的論的な体系・秩序にあり、それを反映しているのである。

ところで、先ほど見た通り「自然地理学」は、「場所」ごとに自然の事物が相違するということを記述しているものである。人種論関係の諸論文を参照する限り、「場所」ごとの自然諸事物、特に有機体の相違は目的論的自然の秩序が背景にある。そこで、自然地理学におけ場所によって相違する多様な自然もまた、目的論的自然の秩序を反映したものと考えるべきなのではないだろうか。自然地理学が場所によつての諸事物の相違を説明する際、その根底には、目的論的自然の秩序があるのと解釈すべきなのである。というのも逆に、自然地理学において場所ごとに相違する自然の記述が有機体・人種も含めてまったく目的論的原理に拠らないととするならば、カントは自然地理学において彼が人種論で否定した「局地的創造」による説明に頼ってしまっていることになる。「局地的創造が多数あった」と考えなくてはならないが、これでは「原因の数を必要もないのに増やす」ことになる (II 429)。つまり地理学が場所ごとの相違を説明する際、局地的創造によるのでない限り、結局は根幹からの目的論的原理によって説明しているのである。

またそうであるからこそ、「場所」による分類という一見単純な地理学の分類方法は、同時に「自然的な」分類と呼ばれ、「全体」における「体系」をなすとされていたのである。『自然地理学』序論によると、自然地理学は「自然的な分類」によるが、それは「諸事物が見出される場所〔地上における〕に従つて、場所〔分類における〕が割り当てられる」(IX160)。このような場所 *Stelle* による分類こそが、「全体」との関係における「体系」を形成するのだとされていた (IX157ff.) のであった。地上における「場所」が、体系における「場所」*Stelle* を反映していると言えるのは、「場所」による事物の相違が、自然の目的論的原理によるからである。すなわち、目的論的自然の展開が場所に応じて行われており、それゆえ場所による相違を把握すれば、目的論的自然の秩序も把握されるのである。⁽²⁹⁾「自然地理学」における「自然的分類」は、人種論における「自

(29) 「体系」には目的論的な含意がある (前掲拙稿「カント政治哲学における反省的判断力」)

「自然的分類」と同様、観察者が外見や概念によって作為的に個別的なものを整理しようとするものではなく、自然そのものがみずから体系的なものとして示す仕方に従って、個別的なものを整理するものである。「自然的分類」は、単に外見上の類似性による「学校的分類」・「学校体系」による「自然記述」とは区別され (II429)、「場所」に応じた違いに注意を払う必要がある (自然地理学)、そうした違いの根底にある「根幹」から説明しなければならない (人種論⁽³⁰⁾)。

以上のように、自然地理学では、単に「論理的合目的性」だけでなく、「目的論的合目的性」も用いられていると指摘できる。自然地理学の「自然の体系」とは、目的論的な自然の体系でもあり、場所に応じて展開する自然の体系を表現している。したがって、自然地理学を構成するにはまた、目的論的反省的判断力も必要であるということになるであろう。⁽³¹⁾

(4) 人間学と目的論

さらに人間学もまた同様に、多様な個別の諸対象に対して普遍を見出すという意味において反省的判断力の作用が見出せるのみならず、目的論的合目的性の原理に基づくという意味での反省的判断力の作用をも見出すことができる。

まず第一に、『人間学』もまた「自然の配慮」「自己保存」といったような観念を用いることがある。例えば「夢」は「生命力」を促進するための「自然の賢明な配慮」である (§ 31, VII175f.) という話題は、『判断力批判』にも登場した (V380)。また人間の「衝動」は、「個体の維持」・「種の保存」のためにあり、「世界統治者」が「高次の理性」によって肉体的な福祉を配慮したものであると説明され (§ 87, VII276f.)、また逆に「怠

ㄨ の意義：「自然との類比」、第3節(3)。「…私が体系ということの意味しているのは、一つの理念の下での多様な諸認識の統一のことである。この理念は一つの全体の形式についての理性概念であって、これによって多様なものの範囲、ならびに諸部分相互の場所 Stelle がア・プリオリに規定されるという具合になっている。」(B860/A832)

(30) 人種論は『自然地理学』の体系をより深めたものであると指摘される。Louden, *Ibid.*, p. 132-3; May, *Ibid.*, pp. 63-4=97 頁。

(31) 目的論的判断力と地理学との関係について、Morris, *Ibid.*, pp. 186-7.

情」も「人間の自然の本能に植え付けられている」が、それは「保養」のための「自然の賢明さ」によるものだとされる (§ 87, VII276)。こうした説明は『判断力批判』における有機体の自己保存に関する言及と重なる。他にも生命力を活気づけるため、という観点から、人間の現象を把握しており (§ 86, VII275)、『判断力批判』における自然目的論と重なる。

また『判断力批判』では、諸目的の体系としての自然の全体について、それが一つの「体系」として完結したものであるためには、その全体の「最後の目的 [最終目的]」letzte Zweckが必要であり、それは人間の「文化」であるとされていた (V427ff, 431)。この観点からすれば、『人間学』にはいっそう重なる記述がある。『人間学』では「社交性」のための「礼儀」や作法、あるいは「趣味」等が、「補助通貨」として道徳を「外から促進する」ために有効であることが言及されている。このような礼儀・趣味等の説明の仕方は、『判断力批判』における「可能的な究極目的」への「形式的条件」を用意するという自然目的論の位置づけ (KU, § 83, V431ff) と重なる。実際、『人間学』でも「文化の進歩」・礼儀・趣味などが道徳性への「地ならし」になることについて、「自然の意図」・「自然の目的」という概念が用いられている (VII305f.)⁽³²⁾。

(5) まとめ

以上、我々は、カントが人間学と自然地理学という「世界知」の諸学に、ある体系性を求めていることを見た。この体系性の内実を求めてここまで考察してきた結果、人間学も地理学も、人種論関係の諸論文から『判断力批判』に至る一連の考察において展開されているような、カントの目的論的秩序としての自然の体系に関わりのあることを明らかにした。カントには、有機体の展開を軸に「生成する自然」を捉える「自然史」の思想があると指摘されるが、この中に人間学も地理学も位置づけることができるのである。⁽³³⁾

(32) 人間学・地理学と、道徳の適用、および目的論的判断力との関連については、

H. Wilson, Kant's Integration of Morality and Anthropology, *Kant-Studien*, 88, 1997; Wood, *Ibid.*, p. 45.

(33) カントの「自然史」の重要性について、E・カッシーラー、『カントの生涯と学説』、門ノ

四 政治と反省的判断力

以上において我々は、カントの「政治」における反省的判断力の意義を明らかにすることを目指して出発し、カントの「政治」にとって不可欠とされる「世界知」を、『人間学』・『自然地理学』の検討を通じて、「反省的判断力」によって特徴付けることを試みた。次に我々が取り組まなければならない仕事は、この「政治」概念に即して、以上において明らかにされた世界知と反省的判断力との働き方を具体的に示していくことであろう。

確かに、『人間学』・『自然地理学』には、「政治」のために必要な現実の「経験的認識」や「人間学的考察」が含まれているのである。例えば、『人間学』における道徳・政治に関する人間の経験的な傾向についての考察として「国民の性格」論を挙げることができるが、ここには「現在どうあるか」について具体例を「体系的に提示」し、これによって実践において用いることができる、という記述がある（VII310）。ここで言う実践には「政治」もまた含まれているはずであり、また「体系的」であるから「実用的な」世界知でありうるということは、我々が考察した通り、それは反省的判断力の原理によって確保されるものである。こうした箇所において、我々は「政治」における世界知および反省的判断力のあり方を具体的に見出していくことが可能であろう。

以下、本稿では、カントの地理学・人間学関連の諸著作の内に、こうしたいわば《政治のための世界知》に相当するものを列挙的に見出していくという仕事を行う代わりに、『人間学』のある一部、すなわち「諸国民の性格」論、「人類の性格」論の一部を簡潔に検討し、「政治」実践における世界知と反省的判断力とのあり方を概観する。

まず『人間学』「諸国民の性格」論においては、諸国民の性格を「自然に備わった素質」、「出自」、「原国民」からの展開、等として説明する場合

、脇・高橋・浜監修、みすず書房、一九八六年。「自然史」の核心は「生成する自然」にあるが（三七六～八頁）、カントの自然地理学・人間学もまたこれについての記述である（同書、第七章の八、特に四四〇頁）。

が多くみられる (VII312ff)。こうした傾向は、人種論関係の諸論文、そして『判断力批判』の自然目的論に通じるものである。実際、人種論関係の諸論文においても、性格 (II438, VIII174A, 175f) や統治形態 (II433) への言及がある。そうであるならば、「土壌や住民の性質」に対応した「個々の法律」(IX164) の存在も、「あらゆる気候と土壌の性質に対応するように規定されていた」人間の自然素質 (II435) の展開の延長にあると捉えることができる。つまり、現在の国家における法律・統治形態の地域による相違の根底では、自然素質の展開という目的論的原理が関与していると解釈することができるのである⁽³⁴⁾。

また『人間学』「人類の性格」論においては、共和国の実現へ向けて「逸脱」と「回復」を繰り返す過程 (第2部、E, VII324f) が描かれているが、これは『判断力批判』における「最終目的」としての「文化」の過程のうちに位置づけることができるであろう。『判断力批判』では、諸目的の体系としての自然の全体が一つの「体系」として完結したものであるために考えなければならない「最終目的」たる人間の「文化」は、「可能的な究極目的」への「形式的条件」を提供するとあった (V427ff, 431)。そしてこの「文化」のうちの一つ、「訓練の文化」は、『人間学』における「礼儀」・「趣味」等が「補助通貨」として道徳化を「外から促進する」とされていること (VIII152f, 244) と重なる。またもう一つの「熟練の文化」については、『判断力批判』において「その中でこそ人間の自然素質が最大に発展しうる」ところの「市民社会」が「自然素質の発展」から捉えられて (V432) おり、具体的には「名誉欲、支配欲、所有欲」(これらは『人間学』における三大「情念」である VII270) に駆られた権力者の暴力的な支配体制が、自然によって (戦争などを通じて) 世界市民的全体に至る過程として描かれている (V432f)。このような「自然素質の発展」の過程は、『人間学』「人類の性格」論においても言及されている。すなわ

(34) 「人種」の「変容種」として「国民品種」 Volksschlag が挙げられている箇所 (VIII164ff) もあるが、「人種」と「国民」との関係については慎重に検討される必要がある (Louden, Ibid., p. 156)。

ち「人間の使命」の実現は「文化」という過程を経るが、その中で「市民的立憲体制」＝「共和制」が樹立されなければならないとあり（VII330ff）、また「専制君主制」から「共和制」・「世界市民的な社会」へと至る過程（Ebenda）も『判断力批判』と同様に描かれている。

このように、「世界知」として現実の特殊なものを含む複雑な秩序をその具体的な内容について把握しておくために反省的判断力が必要とされるとするならば、それは《政治のための世界知》の獲得においても同様と見ることができる。カントの「政治」においては、この世界知の把握という側面において、反省的判断力の働きが必要とされるのであり、特に目的論的原理に基づく反省的判断力が欠かすことができないであろう。言い換えれば、カントの政治思想における《政治的判断力》と呼ぶべき何かがあるとすれば、その能力は、反省的判断力として働くことによって、現実の特殊なものを含む複雑な秩序を把握する。その際、歴史的に生成されてきた国家体制・民族（国民）の現状などの政治的現実を、生来の（自然的な）民族の気質、土壌〔土地〕の条件、等によって規定されたものとして、特殊的自然法則に基づいて把握し、あるいは、場所に応じて展開する自然的特質・慣習によって規定されたものとして、目的論的合目的性の原理に基づいて把握する。現実の国家・政治秩序は、反省的判断力によって、このような「体系的」な秩序として把握される。

もちろん、こうして把握される現実の国家・政治の秩序は、「政治」実践が目指して進むべき理想の秩序とはほとんどの場合、異なるものであり、この現実の秩序は、人間の自由な実践によって改革されなければならないであろう。反省的判断力による現実の国家の把握は、道徳に基づく「政治」実践のための状況の把握、行為の意味の解釈のために求められるのであって、直接にそこから理想が引き出されるわけではない。

例えば「改革」にあたって《政治的判断力》は「真の政治」の舞台となる現実の国家において、その「改革」のための「政治」の行為が意味するものを把握する必要があるだろう。このような把握のために、先ほどの現実の国家の秩序の知識は用いられるのである。『人間学』『諸国民の性格』

論に見られるように、同じ「改革」は、ドイツ国民にとってと、フランス国民にとってとで、意味が異なるであろう (VII312f, 317ff)。こうした地域・諸国民の性質によって異なる「政治」の行為の意味を知るために反省的判断力が作用しなければならず、それゆえカントのいわば《政治的判断力》の不可欠な一側面を成すと言えるのである⁽³⁵⁾。

またこの点で、本稿はカント政治思想研究の既存の一つの立場たる反省的判断力を重視する立場と部分的に重なり合うと同時に、相違することが明らかになる⁽³⁶⁾。既存の「反省的判断力」に注目するカントの政治思想解釈は、一つには「特殊的なもの」(偶然的なもの)を扱うという点において、反省的判断力を「政治的なもの」の性格に合致しており、「政治的判断力」として適切であると主張していた⁽³⁷⁾。本稿は「政治」が現実における特殊的なものを把握する能力として反省的判断力を必要とするという点で、アレントをはじめとする『判断力批判』中心の解釈と重なる。

しかしながらアレントが反省的判断力のうちでも美学的判断力を政治的判断力に読み替えようとしたのに対して、我々が着目したのは「自然の体系」に関わるそれ、とりわけ目的論的判断力と政治的判断力との関係であった。カントにとって美学的判断力そのものは直接には趣味の洗練に役立つだけであり、道徳の一実践的判断とは異なり、道徳に基づく政治とは

(35) cf. R. Sullivan, *The Influence of Kant's Anthropology on His Moral Theory*, in *The Review of Metaphysics*, XLIX-1 Sep. No. 193, 1995, pp. 77-94; Dostal, *Ibid.*, § III.

(36) カントの政治思想における人間学の重要性に着目し、アリストテレスやアレントとの連続性を指摘する議論もある。P. R. Frierson, *Freedom and Anthropology in Kant's Moral Philosophy*, Cambridge University Press, 2003, pp. 68-9; Sullivan, *Ibid.*, § III; Dostal, *Ibid.*, § III.; V. Gerhardt, *Vernunft und Urteilskraft: Politische Philosophie und Anthropologie im Anschluß an Immanuel Kant und Hannah Arendt*, in M. P. Thompson (Ed.), *John Locke und/and Immanuel Kant*, 1991, S. 316-333.

(37) 例えば Arendt, *Lectures*, pp. 13-15 (=一三~五頁)、によると、『判断力批判』は、第一に、「特殊的なもの」(偶然的なもの)を扱っている、第二に、現実の社会において他者とともに生活する「地上の人間」について語っており、特殊的なものについての判断力が機能するためには「社交性」が条件であるとしている、という諸点において優れて「政治的意義」を持っている。他、アレント、Vollrath、ペイナー、Dostal らの、本稿注1で取り上げた諸文献においても同様である。

区別されるべきものである。美学的判断は「単なる観察（直観あるいは反省）において」なされる（V204）ものであり、「美しいものに関する適意」は、その対象が実在することについての「関心」に関わるものではなく、単にその表象に関するものである⁽³⁸⁾。そこで、「趣味判断は、単なる観想的〔判断〕 *kontemplativ*」（V209）であるとも言われるが、このような無関心的な「注視者」 *spectator* の判断は、どのようにして政治における活動・行為につながるのか、という問題が当然生じるであろう⁽³⁹⁾。カントの「政治」概念は単に何かを認識することではなく、具体的な行為として改革を行い、理念における国家の実在をもたらそうとする活動である（本稿二の1）。

もちろん美学的判断そのものが対象の実在に無関心であるとしても、ひとが「美しいもの」を求めようとすることはしばしばありうることである。例えば、美しい国家・社会への関心⁽⁴¹⁾、美しい政治的振る舞いへの芸術家的な関心⁽⁴²⁾などは、ありえるだろう。しかしカントに従えば、その場合にはまたそこに別の関心が介在しているのでなければならない（V296ff.）。そのようなケースに関して、カントは、趣味の洗練化の過程における「芸術」が「政治」と不適切に結びつくことによって、道徳に基づくべき「（真の）政治」にとって危険なものとなる、とさえ主張しているのを、我々は確認することができる。たとえば、芸術家の「詩作的構想力」が、政治において使用されるケースについては、「政治的芸人」 *ein politischer Künstler* や、「雄弁術」に対する警戒（『人間学』、『判断力批判』）等に見

(38) 「対象の現実的存在には関わりなく」（V209）、「この対象の単なる表象が適意を伴うかどうか」（V205）だけで、美学的判定は成り立つのである。前掲拙稿「実践的判断力の政治」参照。

(39) Arendt, *Ibid.*, 9th Session.

(40) Dostal, *Ibid.*, pp. 140-142; 川崎修、『アレント：公共性の復権』、講談社、二〇〇五、三四一頁。

(41) Arendt, *Ibid.*, pp. 74-75.

(42) M. Arnold, *Die Harmonische Stimmung aufgeklärter Bürger : Zum Verhältnis von Politik und Ästhetik in Immanuel Kants "Kritik der Urteilskraft,"* in: *Kant-Studien* 94. Jahrg., S. 24-50, Walter de Gruyter 2003, S. 24-50.

い出すことができる。⁽⁴³⁾「詩作的構想力」は「錯覚」を与え、「ないものをあ
る」と思わせる。この詩作的構想力が政治において用いられたとき、政治
は「真の政治」の過程から逸脱してしまう。なぜなら「錯覚」によって現
状の把握を誤ると、道徳的原理に基づく現状に対する判断もまた誤るから
である。このように、カントの「政治」概念に基づけば、趣味の洗練化と
政治とはまずもって区別されなければならないのである。

とはいえ、趣味の洗練化を含む「文化」は、同時に「真の政治」のため
のいわば手がかりを与えてくれる場合もあるだろう。確かに美学的判断力
は趣味の洗練に役立つのみであるが、趣味の洗練化を含む「文化」の進歩
は、道徳・政治の進歩のための「補助通貨」としての役割がある（『判断
力批判』、そして『人間学』⁽⁴⁴⁾）。この点において、アレントの独創的な美学
的判断力の政治思想は、カントの政治思想そのものと再統合しうる可能性
があるかもしれない。⁽⁴⁵⁾確かにカントにおいて、道徳・政治と趣味・文化と
の関係は間接的なものであって、美学的判断力が直接に政治的判断力なの
ではないが、カントの政治思想に「世界知」を適切に位置づけることによ
って、この可能性が開かれるであろう。アレントの指摘する趣味と「政
治的なもの」との関係は、《政治のための世界知》というものを介するこ
とによってのみ、カント自身の政治思想の統一的な解釈のうちに取り入れ
られることができるであろう。

(43) VII181f, 246f.; V321.

(44) Z.B. V354; VIII151ff. これは、K. Düsing, *Beauty as the Transition from Nature to Freedom in Kant's Critique of Judgment*, in: *Noûs* 24, 1990, § I が、「経験的-人間学的」な「自然から自由への移行」と呼ぶものである。「趣味」が道徳感情への受容性・文化の形成を通じて、人間が道徳的自由において道徳法則の下に実存するための条件を用意するのである。

(45) アレントのいう、「自由」との関係で見たときの、「文化」と「芸術」との相違（アレント、前掲「文化の危機」、第二節）に着目する必要があるだろう。この相違は、カントにおける「補助通貨」としての「文化」と、政治家の「詩作的構想力」への警戒との関係に、重なるところがあるのではないだろうか。

引用について

カントの著作からの引用箇所は、アカデミー版の巻数と頁数で示した。ただし『純粹理性批判』については、慣例に従い、第一版を A、第二版を B で表し、その頁数を示した。邦訳は、坂部恵・有福孝岳・牧野英二編『カント全集』全 22 巻、岩波書店、1999-2006 年を参照したが、訳は必ずしも邦訳に従っていない。